

計量制度に関する要望意見の項目別整理・現状と課題

第1回計量制度に関する課題検討会における要望・意見					現状・課題				
番号	項目	日本計量機器工業連合会 (計工連)	日本計量振興協会 (日計振)	日本環境測定分析協会 (日環協)	自治体からの意見	根拠条文	背景・現状 (要望側の意見・見解によるものを含む)	現在の制度 (計量法における制度)	検討すべき課題 (精査すべきであると現時点で 事務局にて想定している課題)
1	特定計量器	1. 特定計量器の追加 ○自動はかり(ホッパー スケール、自動重量選 別機、充填用自動はか り)を追加。	3. 特定計量器の追加 ○自動はかりを追加。 (目量10 mg以上、当 面、JISが改訂された ホッパースケール、近い うちの改訂が予定され ている自動計量値付機 及び自動重量選別機)		「計量器の規制(検査・ 検定制度)」 (特定計量器の見直し) ○自動はかりについて、 特定計量器としての検 査の必要性を検討す る。	施行令 第2条	○自動計量に関する精度の向上、システム 化、高速計量、自動計量に対するユーザー ニーズへの対応など計量器の技術革新、取 引又は証明における社会的環境の変化に伴 い、自動はかりが普及してきている。  ○欧州では、自動はかりは、規制の対象と なっており、OIMLにおいては各種自動はかり に関する技術基準がすでに整備されており、 近年の技術進展に合わせ改正の議論が活発 に行われているところ。	○自動はかりは現在特定計量器ではないた め、検定等が行われていない。一方で、非自 動はかりは特定計量器であり、検定・定期検 査等の対象とされている。(施行令第2条等)	○ <b>規制の必要性</b> (自動はかりを検定等の規 制の対象とすることで信頼性が高まるという 理由で規制すべきか)  ○ <b>規制対象とすることの社会的影響・効果</b> (自動はかりの使用者への影響、最終計量製 品の消費者への効果、など。使用者・消費者 側の立場での検討も行うべきではないか。)  ○ <b>規制対象とする種類の範囲</b> (ホッパース ケール、自動重量選別機、充てん用自動はか り(グロス計量方式に限る)でよいか、など)  ○ <b>規制対象計量器の把握</b> (自動はかりは工 場内などクローズの環境にあることが多い、 システムに組み込まれるといったことから検 査対象となる計量器の実態把握が困難では ないか。)  ○ <b>検査方法</b> (検定or定期検査)、 <b>検定有効期 間又は定期検査の周期など</b>  ○型式、検定・定期検査の <b>実施者・実施体制</b> など(検査設備、検査実施者の能力、実施場 所、数、検査費用など)  ○すでに流通・使用されている自動はかりの 検定の実施方法・期間など
2	計量器の規制		5. 定期検査を要しない 期間の統一 ○平成5年法改正時の 経過措置に関する規定 を整備			施行令 附則第5条  施行令 附則省令 第5条	○平成5年法改正による追加非自動はかり (施行令附則別表第2)に対して検定が導入さ れた際、経過措置とし附則が定められた。  ○小型はかりは、需要予測(受注製造を除き) により大量に製造していたため、在庫期間が あり、小型はかり製造事業者の不利益解消の ため定期検査を要しない(免除)期間として経 過措置が設けられた。  ○しかし、法改正以来20余年が経過して経過 措置の意義は完了しているにも関わらず、計 量行政機関では、免除に係る手続きのため運 用に係る費用負担が継続している。	○定期検査の実施期日の翌月1日から起算し て1年を経過していないものが定期検査対象 となると規定している非自動はかり、分銅及び おもりのうち、施行令附則に特例措置として3 年と定めている器種がある。(施行令附則第5 条)  ○具体的な器種及びその運用方法(届出内 容、特例措置として定期検査が猶予された計 量器に貼付する証票など)が省令で規定され ている。(施行令附則省令第5条)	○特例措置の対象器種は、平成5年法改正 時に追加された非自動はかりだけではなく、 平成5年以前から検定の規制の対象となっ ている機械式はかり、棒はかり、分銅、おもりな ど多器種にわたることから、個別計量器毎の 精査(製造・出荷・使用実態、定期検査対象 数等)の実施が必要。
3	計量器の規制	2. 修理後から再検定ま で計量器を使用可とす る ○使用中非自動はかり 等で修理により検定証 印を除去した場合、再 検定までの間、当該特 定計量器を使用可能と する制度(届出済証発 給制度)を設ける。				計量法 第49条第1項  施行令 第7条	○特定計量器の使用者は、計量器の修理に より検定証印が除去されてから再検定に合格 するまでの間(最長30日程度)、当該計量器 による取引証明のための計量に使用できな い。  ○計量器の使用者からは、再検定までの間 代替計量器の提供を求められるか、使用停 止期間の圧縮を要求される。前者は、製造事 業者にとって費用負担が大きく、後者は検定 実施機関次第で決まるため、その対応に苦慮 している。	○検定証印が付されているタクシーメーター は、都道府県知事に装置検査の申請を受理 している旨を表す証票が付され、かつ、その 証票に記載された装置検査を受けるべき期日 を経過していなければ、使用可能である。(施 行令第7条)  ○計量性能に影響を与える部分の修理を 行った場合、届出修理(製造)事業者は、検定 証印、装置検査証印等を除去しなければなら ない。(計量法第49条第1項)	○タクシーメーターの装置検査に対する措置 は、検定に合格し、検定証印が付されている 計量器に対する措置であるのに対し、修理を 行い検定証印が除去された計量器に対して、 装置検査と同等の措置をすることは、計量法 における修理に対する根幹の課題であり、適 正な計量の確保の観点から許容される事項 かどうか。

計量制度に関する要望意見の項目別整理・現状と課題

第1回計量制度に関する課題検討会における要望・意見						現状・課題			
番号	項目	日本計量機器工業連合会 (計工連)	日本計量振興協会 (日計振)	日本環境測定分析協会 (日環協)	自治体からの意見	根拠条文	背景・現状 (要望側の意見・見解によるものを含む)	現在の制度 (計量法における制度)	検討すべき課題 (精査すべきであると現時点で 事務局にて想定している課題)
4	計量器の規制	7. 修理実施者を示すロゴマーク ○計量器の修理では、同一型式の範囲で実施されることを明確にするため型式適合性を求める規定を設け、修理実施者を示すロゴ・マークの塗布を規定。				計量法 第47条,第49条 第2項,第50条  施行規則 第12条	○修理品について、修理事業者名の明記が義務づけられていないため、修理に関する責任を追及できず、型式不一致の場合に、製造事業者が責任を問われることが多いなど、責任の所在が明確化されていない。	○同一型式に属さない修理又は改造を行った者は、型式承認承認表示を除去することが義務付けられている。(計量法第49条第2項、施行規則第12条)  ○検定に有効期間のある特定計量器を修理する場合、届出修理(製造)事業者が表示を付すことは、法律で規定されており、その具体的方法が省令で規定されている。(計量法第50条及び施行規則)  ○上記以外の特定計量器の修理は、省令で規定する基準に従って検査を行う義務はあるが、表示に関する規定はない。(計量法第47条及び施行規則)	○法律に位置づけられていない表示を義務付けることが可能か。  ○新たな規制の必要性の明確化(新たな規制を導入することで適正計量の観点から信頼性が高まるか)  ○具体的な表示方法(表示場所、大きさ、方法など)
5	計量器の規制		6. 計量器販売事業者の遵守事項 ○届出に係る特定計量器を購入した者が定期検査の対象となる場合は、都道府県知事に連絡する旨の努力義務を明記。			計量法 第22条, 第52条  施行規則 第19条	○市町村長の事前調査によって、定期検査対象の特定計量器を把握するのは困難な状況である。	○定期検査の事前調査は、市町村の長が行うこととなっている(計量法第22条)。  ○届出販売事業者の遵守事項は計量法第52条に規定されている(適正計量実施のために必要な知識の習得、購入者に対する必要事項の説明)。	○具体的にどのような形で購入者は連絡することになるか。  ○この遵守事項により、どの程度の件数規模の把握を期待できるか。  ○連絡先は都道府県知事が適切か(若しくは、市町村の長とするか)。
6	計量器の規制		9. 検定証印、定期検査済証印とともに付す数字 ○使用者及び消費者にわかりやすく外国メーカーも考慮した数字(元号2桁表示や西暦表示等)の運用を実施。			検則 第25～28条等, 第48条	○使用されている質量計について、定期検査済証印に付された数字の明確さは、行政機関だけでなく取引の現場(使用者及び消費者)でも重要なものである。  ○型式承認表示や検定証印等の年月表示との整合性が図られていないため、検定証印等及び表示する年月の運用との整合性を図る必要がある。	○定期検査済証印では定期検査を行った年の最下位の数字と月を記載することとなっている。(検則第48条)  ○型式承認表示、検定証印、装置検査証印、計量証明検査済証印等は、定期検査済証印と同様な規定が関係省令に規定されている。(検則第25-28条等)	○年号表示は、他の制度(型式承認、計量証明、指定製造等)でも同様の規定であるため、表示方法はこれらを統一的に検討する必要がある。  ○計量器毎の特徴(スペース、表示場所、表示方法)に配慮する必要がある。
7	型式承認の試験成績書受け入れ	3. 型式承認の民間試験所等の試験データの受入 ○型式承認の際、ISO17025の認定試験所(メーカーの試験所も含む)が実施した試験データの活用を可能にする。				手数料令 第4条  検則 第30条	○計量器の電子化・情報化等の技術革新、取引又は証明における社会的環境の変化に伴い型式承認の試験項目は増大し、ますます高度化・複雑化、試験設備の高額化・大型化は進展している。また、使用者ニーズの多様化等に伴い、はかり等の計量器においては、新形式の速やかな市場投入が求められているため、産総研の型式承認の負担が増大している。一方で、技術力のあるメーカーは、自社又は第三者において開発段階から十分な試験を実施している企業もある。  ○欧州をはじめとする型式承認機関においてはISO/IEC 17025の認定試験所(計量器の製造事業者内にある試験所(MTL)を含む)が実施した試験結果であって、型式承認機関が認める試験成績書の一部又は全部を活用しているのが一般的であり、OIML(国際法定計量機関)における型式評価相互承認制度(MAA制度)においてもMTLの試験結果の活用が認められている。	○型式承認は、産業技術総合研究所(電気計器は日本電気計器検定所)が実施することが規定されているが、型式承認機関が試験を行うことを前提に手数料令を規定しており、省令で規定する申請書に試験成績書(申請者自ら又は第三者試験所)を添付することは認められていない。(検則第30条)  ○計量器毎に型式承認試験に要する費用(試験設備、工数、人件費など)を算定し、手数料令が定められている。(手数料令第4条)	○試験成績書受け入れの効果(審査期間短縮、手数料の減免などについて、効果面で十分な制度見直しとなるかどうか、など)  ○試験成績書の判断基準(ISO/IEC 17025で適切か)  ○試験成績書の信頼性  ○認定試験所の認定体制(型式承認の試験項目の認定体制は整備可能か)  ○型式承認機関(産総研)の試験成績書の受け入れ体制 など  ○外国の試験成績書の受け入れにあたっての課題の整理

計量制度に関する要望意見の項目別整理・現状と課題

第1回計量制度に関する課題検討会における要望・意見						現状・課題			
番号	項目	日本計量機器工業連合会 (計工連)	日本計量振興協会 (日計振)	日本環境測定分析協会 (日環協)	自治体からの意見	根拠条文	背景・現状 (要望側の意見・見解によるものを含む)	現在の制度 (計量法における制度)	検討すべき課題 (精査すべきであると現時点で 事務局にて想定している課題)
8	指定製造事業者	5. 指定製造事業者の 指定基準 ○指定製造事業者の指 定基準のうち製造品質 についてはISO9001に 整合した基準とし、 ISO9001の認証を取得 している事業者は製品 品質に関する事項を省 略し、技術基準への適 合のみ確認する。				指定製造 指定等省令 第3条	○指定製造事業者の指定に関する基準のうち、品質管理の方法の基準については、ISO 9001を基礎としており、制度創設時と比べ、ISO 9001の取得者が増大している。	○指定製造事業者の審査基準は、1987年に発行されたISO9002を基礎として作成されている。(指定製造指定等省令第3条)  ○現在、ISO9002はISO9001に統合され、最新版が2015年9月に改正発行されている。	○ISO9001の認証結果を活用するためには、最新版のISO9001を基礎とした審査基準省令に改正する必要がある、既指定製造事業者への影響、ISO9001の認証結果に問題があった場合の影響を考慮する必要がある。
9	指定検定機関	4. 指定検定機関の指 定基準の見直し ○指定基準に ISO17025/17020のマネ ジメントシステムを採用 し、第三者の認定取得 とする。作業従事者に は計量士の有資格者を 配置する。  ○社会的環境の変化や 使用者ニーズの多様化 (営業時間外に検定をし て欲しい、修理検定へ の対応等)や行財政改 革に伴い脆弱となった 地方自治体業務の補完 を目的として、指定検 定機関(大臣指定)の要件 を緩和し、器差のみ検 定機関を認めるよう検 討すべき。  ○あわせて、一部の都 道府県のみでの検定業 務の実施を可能とする、 指定検定機関における 検定対象・範囲を細分 化・限定的にするなど、 MTLが指定検定機関と して活動できるように指 定の基準を見直すべ き。	7. 指定検定機関の指 定権限の委任と設備要 件の緩和 ○現行業務範囲から型 式承認に係る試験範囲 を除いた「器差検定」の 範囲に絞った指定検定 機関の指定基準を設 け、都道府県管轄区内 の検定が可能となるよ う、指定権限を都道府 県知事に委任。			計量法第78条、 第93条  機関等省令 第9-16条	○検定の主たる実施機関である都道府県計 量行政機関は、地方分権一括法制定後、組 織体制が急激に変化したため、実施機関の 整備が検定制度における緊急の課題となっ ている。	○都道府県の代わりに検定を行うことができ る指定検定機関は、構造検定(型式承認)及 び器差検定(個別の計量器ごとの器差)の全 ての項目を行うことができる機関であること が検定設備要件として規定されている。(機 関等省令第10条)  ○実態的に全国規模で業務が行うことができ る機関に限定して指定しており、現在JQA(騒 音計、振動レベル計、濃度計等)のみ。  ○指定検定機関は、検定の業務に加え、型 式承認における試験(計量法第78条)、指 定製造事業者の品質管理の方法の調査(計 量法第93条)を行うことができ、現在JQAは同 業務を実施している。	○指定検定機関の活用推進の効果(自治体 の手数料よりも高くても需要はあるか など)  ○器差のみ検定、業務範囲限定を可能とす ることの影響  ○指定検定機関の基準(技術的基準、マネジ メントシステムに関する基準) (例:ISO/IEC 17025 又はISO/IEC 17020(適 合性評価一検査を実施する各種機関の運営 に関する要求事項)のマネジメントシステムを 採用し、第三者の認定取得を規定。)  ○指定検定機関と被検定対象者の同一性に 対する考え方(公正・公平性、独立性の確保)  ○検定実施者の要件等 (例:一般計量士の有資格要件に加え、教 習の義務付け等の検定に必要な技術水準の 維持を図る。など)  ※指定定期検査機関についても見直しの必 要性をあわせて検討。
10	計量器の規制	8. 特定計量器に関する 新しい技術 ○はかりに検定、定期 検査、修理履歴等を明 らかにするシステム(IC タグ、バーコード、QR コード等)の導入等を検 討する。				-----	○非自動はかりのように定期検査により使用 段階で適正な状態を確保することが求められる 計量器では、その計量器の状態(検定・定期 検査の履歴)が確認できることが重要であ る。  ○非自動はかりで実施している定期検査は、 使用者が検査義務を負っており、検査の必要 性などを説明するために販売事業の登録を 行っているが、昨今、急激に普及してきた インターネット販売では、計量器の流通を把握 できない事が多い。	○現在の計量法上での制度において、証印 が付されることとなっているが、履歴等を明 らかにするシステムは導入されていない。	○規定の位置づけは(努力義務か)。  ○導入における費用対効果をどのように考 えているか。  ○導入に対するニーズは高いか。計量器の 種類によりニーズの差はあるか。  ○具体的にどのような仕組みを構築してい くべきか。

計量制度に関する要望意見の項目別整理・現状と課題

第1回計量制度に関する課題検討会における要望・意見					現状・課題				
番号	項目	日本計量機器工業連合会 (計工連)	日本計量振興協会 (日計振)	日本環境測定分析協会 (日環協)	自治体からの意見	根拠条文	背景・現状 (要望側の意見・見解によるものを含む)	現在の制度 (計量法における制度)	検討すべき課題 (精査すべきであると現時点で 事務局にて想定している課題)
11	基準器検査・ 基準分銅	6. 基準器検査 ○JCSS校正サービスが 整備されている分野に ついては、基準器検査 において、JCSS校正証 明書の活用を図る。	8. 基準分銅(JCSS分 銅の利用拡大) ○特定計量器の検定・ 検査にJCSS分銅の使用 を認める。 ○将来的には、JCSS校 正制度に一本化すべ き。		基準分銅及び基準重錘 型圧力計はOIML勧告 に準拠して既に整備さ れているJISと整理すべ きである(東京都)	計量法 第23条第3項、 第71条第3項、 第103条、第104 条  基準器 検査規則 第15条第2項	○基準器とJCSS分銅の相互乗り入れは進ん でいるが、特定計量器の器差検査には基準 器が必要となり、両制度を整備・維持す る必要がある。	○基準器検査とJCSS制度の違いは、①特 定計量器の検定公差に基づき、基準器の器 差が許容値が規定されていること。②基準器 の構造を規定し、有効期間が規定されてい ることである。(計量法第103条、第104条及び 基準器検査規則関係条文)  ○このうち、①については、一定の条件のもと で既にJCSSが活用されている。(計量法第 103条第3項、基準器検査規則第15条第2 項)。  ○検定・定期検査における器差を確認する方 法は、基準器検査に合格した計量器を用いて 省令で定めることとされている。(計量法第23 条第3項、第71条第3項)	○特定計量器の検査は基準器で行うことを法 律で義務付け、JCSSは任意の制度であるた め、両者の今後の棲み分けをどのように考え るか。(取引又は証明における最低限の基準 と高い信頼性の基準、JCSSが整備されてい ない分野、製造事業者への負担 など)  ○検定・検査の実施者である自治体が保有 すべき基準器検査は無料であるのに対し、一 本化した場合、JCSS取得・維持費用をどのよ うに考えるか。  ○JCSSは国内制度であり海外事業者には適 用されていない点に関し、非関税障壁の観点 からどう考えるか。  ○基準器とJCSS標準との技術基準及び運用 に関するさらなる整合化は、双方の技術基 準、JCSSの普及・運用等の精査が必要では ないか。
12	計量証明事業			1. 計量証明事業者が 整備する「最低設備等」 (施行規則別表第4)の 見直し ○別表第4に掲げる区 分ごとに全ての設備を 一律に求めており、事業 形態の専門家・分業化、 技術進歩の伴い使用さ れない機器も含まれて おり、見直しが必要。  3. (3)計量証明事業者 が整備する「最低設備 等」の指導 ○自治体ごとに「最低設 備等」について適正な指 導がないため混乱して おり、ガイドライン等の 整備をお願いしたい。	「計量証明」 (計量証明事業) ○計量証明事業に係る 最低限必要な設備の見 直しを行う。 ○環境計量証明事業の 「濃度」区分(大気、水、 土壌)の見直しととも に、区分に応じた必要 設備を規定する。	施行規則 第40条	○①事業形態の専門化・分業化に伴い使用 することが全くない設備を登録の目的だけに 所有しなければならない場合や、②最新の技 術進歩により開発され活用されている設備が 登録の設備に該当しない状況等、事業者の 活動を阻害している実態が生じている、という 意見が見られる。	○計量証明事業者が保有すべき試験設備 は、事業の区分(長さ、質量、面積、体積、熱 量、濃度(大気中の物質の濃度に係る事業、 水又は土壌中の物質の濃度に係る事業)、特 定濃度(大気中のダイオキシン類の濃度に係 る事業、水又は土壌中のダイオキシン類の濃 度に係る事業)、音圧レベル、振動加速度レ ベル)に応じ、施行規則別表第4に規定してい る。(施行規則第40条)	○濃度の区分(大気、水又は土壌)は適切で あるか。細分化するなど、見直すべきか。区 分を見直して新たに生じる問題はあるか。細 分化する場合には、どのように細分化すべき か。  ○最低設備等を見直すにあたり、適切な機器 (技術進歩への対応など)をどのように選定す るか。  ○「最低設備等」の指導については、運用レ ベルで進められる事項ではないか。
13	計量証明検査			2. 計量証明検査と検定 の周期の見直し ○検定の周期とは別 に、計量証明検査の周 期も定められている。計 量器の規制について最 小のコストで最大の効 果が得られるようバラ ンスを考慮した規制とす る必要がある。		計量法 第50条、第116 条、第118条  施行令 第18条、第29条	○計量証明事業者は、検定と計量証明検査 の両方を受検する義務を負っている。また、 計量証明検査に係る手数料は都道府県によ り異なり、検定料金よりも割高である例 が見受けられ、計量証明事業者に対する負 担が不公平であるという意見が見られる。  ○全国の各自治体で均一な解釈運用が求め られる。	○特定計量器の検定の有効期間は、計量法 第50条に基づき政令で定めている。(施行令 第18条)  ○計量証明事業者は、事業として証明を行う ことから、検定の有効期間とは、別に特定計 量器の計量証明検査の周期が施行令別表第 5に規定されている。(施行令第29条)  ○検定は、合格の基準として検定公差を適用 する(計量法第71条)のに対し、計量証明検 査は、使用中公差を適用する(計量法第118 条)。なお、一定期間内に検定を受検してい る場合、計量証明検査を免除することができ、 その期間が施行令別表第5に規定されてい る。(施行令第29条)	○検定制度と計量証明検査制度のそれぞれ の意義を検証すべき。計量証明事業者は基 本的に第三者に対して計量証明書を発行す ることに鑑みれば、計量証明検査は検定より も高い信頼性が求められるべきという現行の 規定には一定の合理性がある。  ○計量証明検査の検査期間・免除期間につ いては、計量証明検査と検定のそれぞれの 受検状況や合格率を調べるなどの実態把握 をした上で、現行の当該検査期間・免除期間 の合理性を検証すべきではないか。  ○計量証明検査が自治事務であることを念頭 に置きつつ、実態把握を踏まえた上で、自治 体間の均一的解釈の必要性について検証す べきではないか。ただし、手数料は自治体ご とに条例等で定められていることを考慮すべ き。

計量制度に関する要望意見の項目別整理・現状と課題

第1回計量制度に関する課題検討会における要望・意見					現状・課題				
番号	項目	日本計量機器工業連合会 (計工連)	日本計量振興協会 (日計振)	日本環境測定分析協会 (日環協)	自治体からの意見	根拠条文	背景・現状 (要望側の意見・見解によるものを含む)	現在の制度 (計量法における制度)	検討すべき課題 (精査すべきである現時点で 事務局にて想定している課題)
14	計量士		1. 計量士の登録要件の見直し、計量士登録実務経験の緩和 ○国家試験コース、計量教習コースのそれぞれの実務経験の短縮、検定計量士の導入。(一般計量国家試験合格者に対する「講習受講」による実務経験取得の導入、計量研修センター修了者の実務経験年数を現行の5年から2年に短縮)	3. (1)環境計量士の更新制度の導入 ○更新制度の導入若しくは定期フォローアップの義務付けを検討すべき。 3. (2)環境計量士の計量管理業務の見直し ○環境計量士の計量管理業務は計量方法等に偏っており、計量器の整備については触れられていないので、計量証明検査の免除も視野に入れて、計量士が計量器を日常点検する制度に見直すべき。	「計量士の活用」(一般計量士(国家試験合格者)の講習制度の新設) ○一般計量士(国家試験合格者)の登録要件に産業技術総合研究所計量研修センターの講習制度を新設する。(計量士の登録区分の限定) ○計量士の行える業務等を限定(例:質量計の検査)した区分に細分化する。(計量教習の充実) ○多様な計量教習の提供・実施が必要。	計量法第122条  施行規則第50条, 第51条	○計量制度の適正な実施の確保を現場で担っている一般計量士は年々、高齢化が進み後任の計量士を確保することが困難な事態となっているため計量士資格を得るための施策の再構築が喫緊の課題となっている。  ○環境計量士について、技術レベルの取得を確認する手段がなく取得後の個人のスキル状況がまちまちであるため。	○計量士は一般計量士と環境計量士の資格制度。  ○国家試験合格者と計量教習修了者 <計量士の資格取得方法> ①計量士国家試験コース:計量士国家試験に合格し、かつ経済産業省令で定める実務経験(1年)、又はその他の条件に適合する者 ②計量士資格認定コース:産業技術総合研究所の実施する所定の教習を修了し、実務経験(環境計量士2年、一般計量士5年)又はその他の条件を満たす者であって、計量行政審議会が上記①の者と同等以上の学識経験を有する者と認めたる者	○実務経験のない国家試験合格者を一般計量士として認めることについては、実務経験を経っていない者が講習を受講しただけで、定期検査、適正計量管理事業所の計量管理等の実務を行うことができるか、十分な検証が必要ではないか。  ○一般計量士の実務経験の短縮(5年から2年)については、仮に短縮したとしても、経験不足によって、定期検査、適正計量管理事業所の計量管理等の実務に支障を来すことがないかどうか、検証が必要。  ○計量士の更新制度(法改正が必要と考えられる)については、更新制度がないことを理由に、適正計量に著しい支障を来しているような事例があるか事実確認が必要。計量士関係団体等による任意のフォローアップ制度でなく義務付けである必要性は何か。
15	適正計量管理事業所		2. 適正計量管理事業所の指定基準の見直し ○指定基準にISO 9001及びISO10012(計測管理国際規格)のマネジメントシステムを導入した計量管理事業所を加えて、より正確計量への取り組みを消費者にアピールする。		「適正計量管理事業者制度」(適正計量管理事業所の普及啓発) ○包装紙、紙袋、レジ袋等に適正計量管理事業所である旨の表示ができないか。	計量法第19条, 第49条, 第130条  施行規則第75条	○適正計量管理事業者制度は、定期検査の免除規定等があるものの、煩雑な報告義務が課せられるなど、制度を活用するメリットが少なく魅力に欠けてきているという意見も見られる。	○適正計量管理事業者制度は、特定計量器を使用する事業所のうち、適正な計量管理を行う事業者を指定する制度。 <特徴> ①自主検査をした特定計量器について定期検査を免除(計量法第19条) ②簡易修理後、基準に適合していれば再検査を行わなくてよい(計量法第49条) ③適正計量管理事業所の標識を掲げることができる(計量法第130条) <主な指定の条件(施行規則第75条)> ①計量士が定期的に検査を行うこと ②従業員等が計量士により計量管理の指導を受けていること ③計量管理規程が定められていること 等	○ISO10012等のマネジメントシステムの導入を適正計量管理事業所の指定の基準として加えることは、規制強化になる。現行の指定の基準が不十分なために適正計量管理事業所の計量管理に支障を来しているという事実はあるか。  ○現行の適正計量管理事業所の指定基準に新たに要件を課すことが、消費者に対して真にアピールすることになるか、単に規制を上乗せになるだけにならないか検証が必要。また、既存の適正計量管理事業者への影響の検討が必要。  ○包装紙等への表示は、制度改正によらずとも実施可能なものであることから、まずは事業者・業界団体による自主的な取り組みを検討し進められないか。
16	商品量目制度				「商品量目制度」(他法令との関係整理) ○具体的な規制を食品表示法に一本化する。(簡素化) ○量目公差表をシンプルにしてほしい。	計量法第12条, 13条  量目令別表第1, 第2	○商品量目制度での商品分類の解釈や判断が困難、食品表示法との整合を図る必要がある、公差表が複雑であると各事業者が理解し遵守することが難しい、などの意見が見られる。	○現在の商品量目制度は、政令において特定商品と対応する量目公差を規定(量目令別表第1, 第2)。	○まずは行政側にて商品量目についての解釈の統一化を図り、情報共有等を行うなど、運用上改善できることがあるか、十分な検討が必要。  ○その上で、関係省庁と意見交換を行うなど、商品量目制度における課題等を整理し、必要があればその上で制度改正の必要性について検討する事項ではないか。
17	商品量目制度		4. OIML勧告に基づく商品量目制度の構築 ○OIML勧告に従った極少量商品の規制追加等。(0gを超え5g未満の許容誤差の創設、質量と体積等の二つの異なる特定物象量の自由選択、量目検査の平準化及び取扱用語の統一)			量目令別表第1, 第2	○OIMLでは、R87において0~50g(ml)の量目公差を9.0%と規定している。	○現在の商品量目制度では、0gを超え5g未満の極少量商品の量目公差は規定されていない。	○極少量商品(5g未満)についての量目公差を定めることは、規制強化になる。極少量商品について国際整合化を図らなければならない商品にはどのようなものがあるのか、また、極少量商品の内容量不足を契機として、消費者に著しい不利益を与えるような具体的事例にはどのようなものがあるか、検証が必要。  ○単に国際整合化というだけの観点であるならば、OIMLのR87の量目公差9.0%という数値は、現行の商品量目令の下限(5-50g)の4%又は6%と比較して過大であると言えないか。そもそも、OIMLのR87はサンプルによる平均値手法であり、単純に数値を引用することの是非を検証すべきでないか。

## 計量制度に関する要望意見の項目別整理・現状と課題

第1回計量制度に関する課題検討会における要望・意見					現状・課題				
番号	項目	日本計量機器工業連合会 (計工連)	日本計量振興協会 (日計振)	日本環境測定分析協会 (日環協)	自治体からの意見	根拠条文	背景・現状 (要望側の意見・見解によるものを含む)	現在の制度 (計量法における制度)	検討すべき課題 (精査すべきであると現時点で 事務局にて想定している課題)
18	計量単位			3.(4)質量百分率・体積百分率の明確化 ○質量百分率と体積百分率を明確に分かるよう、wt%やvol%などの表記を認めて欲しい。		計量法第7条 計量単位規則別表第2	○法定計量単位の中で「質量百分率」の標準となるべき単位記号は「%」のみであり、「体積百分率」の標準となるべき単位記号の「%」と同じであるため、まぎらわしいという意見が見られる。(百万分率の「ppm」なども同様)	○取引又は証明に用いる単位は国際度量衡総会の決議であるSI単位及び国際的慣行等を基礎とした法定計量単位に限定され、その計量単位の記号による標記において標準となるべきものを省令で定めている。(計量法第7条)  ○質量百分率は「%」、体積百分率は「vol%又は%」と標準となるべき記号を規定している。(計量単位規則別表第2)  ○無次元量である質量分率、体積分率はSI単位ではないが、国内外で広く用いられており、その使用を禁止することによって、国民生活に混乱を与えるおそれがあるため法定計量単位として定められたものである。(計量法第4条)	○単位記号の適用範囲は濃度の計量証明事業に限定されるものではなく、あらゆる分野に適用され、長年の運用で国内に定着しているため、改正の是非は、国際度量衡総会、ISOなどの国際的動向及び国内への影響等を勘案し、総合的かつ慎重に検討すべきではないか。

施行令:計量法施行令

量目令:特定商品の販売に係る計量に関する政令

手数料令:計量法関係手数料令

施行規則:計量法施行規則

施行令附則省令:計量法施行令附則第四条、第五条及び附則別表第四の規定に基づく質量計に係る経過措置に関する省令

検則:特定計量器検定検査規則

指定製造指定等省令:指定製造事業者の指定等に関する省令

機関等省令:指定期検定機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令